

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第七十三条の二」を「第七十三条の三」に改める。

第二条第二号中「及び課の室」を「課の室及び事務所」に、「室及び事務所」を「及び室」に改め、同条第四号中「の表の下欄に掲げる課」を「に規定する企画管理室

」に改め、同条第六号の表中

地域振興部企画管理室	地域振興部
------------	-------

を

文化・教育・くらし創造部企画管理室	文化・教育・く
-------------------	---------

に、

くらし創造部企画管理室	くらし創造部
産業・雇用振興部企画管理室	産業・雇用振
農林部企画管理室	農林部

を

水循環・森林・景観環境部企画管理室	水循環・森林
産業・観光・雇用振興部企画管理室	産業・観光・
食と農の振興部企画管理室	食と農の振興

・景観環境部		
雇用振興部		
部		

に改める。

第三条の表第一号中「危機管理監、知事公室長、南部東部振興監」を「南部東部振興監、危機管理監、知事公室長、政策統括官」に改める。

第六条の表第三号イ中「ウにおいて」を「次号において」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同表中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを第八号から第十二号までとし、同表第六号ア中「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」を「総務部管財課ファシリティマネジメント室、県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」に改め、同号中セを削り、スをセとし、コからシまでをサからスマでとし、ケの次に次のように加える。

コ 総務部総務厚生センターが所管する過払い給与等返納金の収納を行うこと。

第六条の表第六号タ中「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改め、同号チ中「奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和三十九年七月奈良県規則第二十二号）及び奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）」を「奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）及び奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）」に改め、同号を廃止する規則（平成二十三年三月奈良県規則第二十九号）による廃止前の奈良県小売商業高度化資金貸付規則（昭和三十九年七月奈良県規則第二十二号）」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」に改め、同号ア中「駐車場使用料」の下に「、水道使用料」を加え、同号を同表第六号とし、同表中第四号を第五号とし、第三号の次に次のように加える。

四 総務部管 財課ファシ リティマネ ジメント室 に勤務する 出納員	ア 総務部管財課ファシリティマネジメント室に係る入札保証 金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。 イ 本庁等に係る公有財産（有価証券及び出資による権利を除 く。）及び物品の記録管理を行うこと。
---	---

第二十八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一
号ずつ繰り上げ、同条第四項第一号中「及び賃金で別に定めるものに係る資金」を削
り、同項第三号中「第二項第十一号」を「第二項第十号」に改める。

第四十二条第一項の表第二号中「管財課」を「管財課ファシリティマネジメント室」
に改める。

附則第三項を次のように改める。

（かいの特例）

3 当分の間、総務部知事公室南部東部振興課、総務部知事公室南部東部振興課奥大和
移住・交流推進室、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産
業・観光・雇用振興部産業振興総合センター及び食と農の振興部豊かな食と農の振興
課中央卸売市場再整備推進室については、第二条第七号に規定するかいとみなす。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。